

帰還困難区域内の共同墓地における 墓参環境の整備について

1. この度、復興庁と環境省では、お盆の時期に向けて、住民が安全に墓参りできるよう、大熊町の帰還困難区域内にある共同墓地において、除染と通路に散乱した墓石の移動等を行う事業を開始することと致しました。
2. これは、住民が安全に墓参りできる環境を整えるため、復興庁と環境省が協働して、除染と倒壊・散乱した墓石の移動・整理を一体として行うものです。
3. 大熊町の帰還困難区域内にある共同墓地(28か所 1370基)は、放射線量が高く、また、帰還困難区域内にあることから、住民が自ら手入れをすることができず、多くの墓石が倒壊・散乱したまま放置されていました。そのため、住民が一時立ち入りの際に墓参りする際に危険な状態となっており、住民が安全に墓参りができるようにしてほしいとの要望を受けた大熊町から対応を求められていたものです。
4. 町からの要望を受けて、福島復興再生総局において福島環境再生事務所の担当者と福島復興局の「地域の希望復活応援事業」担当者が対応策を検討した結果、除草や墓石のふき取り除染と墓石の移動・整理とを一体として施工することで、安全に墓参りできる環境を整えることとしました。具体的には、
 - ① 敷地内の除草、除染（環境省）
 - ② 墓石の移動（復興庁）
 - ③ 墓石のふき取り除染（環境省）
 - ④ 墓石の整理（復興庁）という工程で作業を分担致します。

5. このうち復興庁担当部分については、地域の希望復活応援事業として、6月20日付で福島復興局において実施を決定し、7月より現場での作業が開始する見込みです。8月のお盆の一時立ち入りに向けて、できるだけ多くの墓地で住民の方々が安全に墓参りできるよう、作業を進めて参ります。
6. また、環境省担当部分については、6月10日より放射線量のモニタリングなどの現地調査を実施し、その結果を踏まえ、6月19日より、墓石が壊れていないところを優先して除草・除染を実施しているところです。8月のお盆の一時立ち入りに向けて、全ての対象墓地で除草作業を完了して参ります。
7. 今後、今回対象とした①帰還困難区域内にある、②共同墓地について、同様のご要望をいただいている他の市町村についても、速やかに実施できるよう調整して参ります。
- また、地域のニーズを丁寧に伺いながら、機動的かつきめ細かく対応し、住民の帰還環境の整備を加速して参ります。

(参考) 地域の希望復活応援事業

避難指示を受けた12市町村において、原子力災害からの復興・再生を加速するため、避難解除区域の住民帰還を加速するための取組や、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うもの。

本件連絡先：
復興庁原子力災害復興班
金子、松澤、中辻
TEL:03-5545-7465

環境省除染チーム
長谷川、佐藤、田中
TEL:03-5521-9260